

## 第1 審査会の結論

平成27年5月20日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成27年7月2日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定において不開示としたもののうち、別表対象公文書11の表を除く本文部分については開示をするべきであるが、その他の決定は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

異議申立人は、平成27年5月20日、実施機関に対し、〇〇〇〇が製造する商品名「〇〇〇〇」について、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知等に基づき、廃棄物の該当性について検討した資料について、宮崎県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、本件請求を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を特定した上で、その一部が条例第7条第3号及び同条第7号に該当するとして、公文書の部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、平成27年7月2日、異議申立人に通知した。

なお、特定した公文書のうち、不開示部分については、別表対象公文書1から対象公文書11である。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成27年8月31日、異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容

### 1 異議申立ての趣旨

「本件決定の取り消しを求める」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

#### (1) 条例第7条第3号関係

##### ア たゞし書ア関係

(ア) 〇〇〇〇現場において、採水した水について、環境基準値を超える有害物質が検出されている。

(イ) 県は、廃棄物処理法に規定する多量排出事業者の実施状況報告をホームページで公開することを4年以上行っておらず、このことは、廃棄物処理法に反する不作為である。また、〇〇〇〇工事現場における写真から、埋められたものにダストが含まれていることが確認出来る。これら微粉末による人の健康に対する悪影響が懸念される。

(ウ) これらは条例第7条第3号たゞし書アに規定されている「法人等（・・以下中略・・）人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、非開示の例外として開示すべきである。

イ ただし書イ関係

(ア) ○○○○工事におけるその材料費は、運搬費に満たない著しく廉価額であることがインターネット上で通説になっている。また、逆有償処理処分を受けたとの証言もある。

(イ) 廃棄物たるものを有価物と称し法の規制を免れようとする蓋然性が高く、条例第7条第3号ただし書イに規定されている「法人等又は個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、当該公文書の一部を開示しないのは、不当である。

(2) 条例第7条第7号関係

ア 「廃棄物該当性検討書」の多くを公開しないことは、宮崎県環境基本条例に規定する「環境の保全に関する基本的総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」という規定に沿っておらず、条例第7条第7号の規定を必要以上に引用している。

イ 県民の宮崎県政に対する理解と信頼を深めるために、条例第1条に規定される目的に沿って情報を公開すべきである。

(3) その他

ア 開示された文書の多くが黒塗りされており、それぞれの項目において、どのような検討を経て廃棄物妥当性の有無の判断をされたのかが、分からない。環境行政職員や有識者と相談したところ、「ここまで多く黒く塗ることはないだろう」などの発言があった。

イ 造成工事の流れについての黒塗り部分の全ての内容が、条例第7条第3号に該当するとは思えず、個人情報や具体的金額以外を開示すべきである。造成工事の流れを公開しないことは、不当な事業活動の有無を判断する上で重要な情報が分からず、工事の管理体制などの周辺住民当の生活又は財産を守るための重要な情報が公開されていない。

ウ 本案件で用いられたスラグは、フェロニッケルスラグの一部であり、「鋼鉄スラグ製品の管理に関するガイドライン」に基づき管理すべきである。廃棄物該当性のような判断の難しい案件には、業界規範を参照して廃棄物該当性を判断すべきであり、フェロニッケルスラグ等を用いた造成工事の金の流れや内容を一層開示する必要がある。

#### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関が、別表の対象公文書1から対象公文書11を不開示とした理由について、理由説明書で主張している内容は、次のように要約される。

(1) 対象公文書1から対象公文書11について

ア 対象公文書1の不開示部分は、○○○○の販売価格を抽象的に表現して記載したものであるが、本件法人は○○○○の販売価格を公表しておらず、販売・営業等に関する情報で、条例第7条第3号に規定する「公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等に関する情報」に該当する。また、(2)記載のとおり同号ただし書の

いずれにも該当しない。

イ 対象公文書2の不開示部分は、当該法人の取引先である企業の会社名、所在地、事業の概要に関する部分であり、取引先に関する情報を公開すれば、条例第7条第3号に規定する「当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等の情報」に該当する。また、(2)記載のとおり同号ただし書のいずれも該当しない。

ウ 対象公文書3の不開示部分は、当該法人と取引企業、顧客との間の取引内容、販売や営業計画、工事に至るまでの情報であり、条例第7条第3号に規定する「公にすることで当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等に関する情報」に該当する。また、(2)記載のとおり同号ただし書のいずれも該当しない。

エ 対象公文書4の不開示部分は、〇〇〇〇の売買代金に関する部分であり、上記のとおり条例第7条第3号に規定する「法人に関する情報」に該当する。また、(2)記載のとおり同号ただし書のいずれも該当しない。

オ 対象公文書5から対象公文書11については、(3)に記載の通り条例第7条第7号に該当するため、不開示とする。

## (2) 条例第7条第3号ただし書関係

### ア ただし書ア関係

(ア) 異議申立書において「人の生命又は健康を保護するため」の根拠と示しているのは、A県民が宮崎市内の検査機関に依頼した検査の「計量証明書」の結果等であり、確かに平成24年8月10日付けの当該計量証明書については、環境基準値を大幅に超過する鉛やヒ素等の重金属等の有害物質が検出された結果となっている。

(イ) その為、宮崎県は現地確認を行い、当該地域において異常な状態は確認できなかったものの、平成24年10月に当該地域周辺の河川等における水質検査を実施を行うこととして、A県民に検体採取の立会いを求めたが同意は得られず、報道関係者の立会いのもとに検体採取を実施した。

(ウ) 採取した検体は、本県検査機関において検査したが、環境基準を超過する数値は検出されず、周辺地域においても重金属等の有害物質が流出したことを示す痕跡等も認めるに至らなかった。

(エ) 日向市においても、当該地域の土壌検査等を実施し、A県民が検査を依頼した検査機関と同じ検査機関に検査を依頼したが、環境基準を超過する数値は検出されなかった。

(オ) A県民に対しては検査結果の説明を行うとともに、計量証明書の検体について聴取を行ったが、当該地域から採取した検体を検査機関に持ち込んだものであると口頭による説明を受けたが、これ以外に採取状況を疎明する資料は確認できなかった。

(カ) 更に、宮崎県は平成26年8月にも同じく周辺水域において、同様の水質検査を実施したが、環境基準を超過する数値は検出されなかった。

(キ) 本案件発生から継続して実施している監視パトロールにおいて、当該地域

- 周辺に環境被害が認められず、県が本件を認知して既に3年を経過するが、
- a A県民の主張する健康被害と本案件の造成工事との客観的な因果関係が証明されていないこと
  - b 当該地域において、A県民以外に本県工事を原因とした健康被害を訴える者がいないこと
  - c 当該地域の周辺の環境被害も確認されていないこと
  - d 過去に他の地域において〇〇〇〇が使用された同様の造成地においても健康被害や環境被害が確認されていないこと

以上の事実をもって、「危険や損害が極めて高く発生するおそれ」がないと判断し、公益性が法人の権利利益の保護を上回るだけの理由も存在しないことから、異議申立人が主張する同号ただし書アの「人の生命又は健康を保護する事由が存在する。」に該当しない。

イ ただし書イ関係

(ア) 異議申立人は、環境省通知の「行政処分の指針」について触れ、異議申立人が言う「インターネット上の通説」等を根拠として逆有償性（輸送費等が売却代金を上回るなど、引渡し側に経済的損失が生じている場合など）を指摘し、本来廃棄物たる物を有価物と称し法の規制を免れようとする蓋然性が高く、法人の違法又は著しい不当な事業活動であるから開示しないのは不当との主張である。

(イ) 当該法人は、〇〇〇〇は廃棄物ではなく、商品化したものである旨の主張をしている。

(ウ) 平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「販売価格より運送費が上回ることにのみにより、経済合理性がなく取引価値がないと判断するものではない。」と示され、同年6月28日付けで環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課から各自体宛に事務連絡が示されている。

(エ) 以上のことから、異議申立人が主張する逆有償性のみを根拠として、同号ただし書イの「著しい不当な事業活動である。」には該当しない。

(3) 条例第7条第7号関係

ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理等の事案は、刑事処分や行政処分(不利益処分)の対象となることから、全国で発生する廃棄物の事案においては、各都道府県・政令市廃棄物行政主管部局が関係法令や環境省通知等に基づき、廃棄物に該当するか否かを慎重に検討して判断している。

イ 異議申立書にも記載があるが、「廃棄物事案の中には本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たない。」と環境省通知にも明記しており、だからこそ、宮崎県が法令に基づき調査し、廃棄物該当性の総合判断をした方法・内容等の詳細を開示することは、かえって法の規制を逃れようとする者が知り得た場合には、廃棄物該当性の総合判断を利用して廃棄物をぞんざいに扱わせる知恵（結果）ともなり得るものであり、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる。

ウ 安易な全部開示は、法の規制を逃れようとする者の目にもとまることにな

るため、廃棄物への法令違反行為若しくは妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に隠蔽をすることを手助けすることとなるものであり、その影響は宮崎県だけではなく全国に波及するもので、事実、異議申立人に対して部分開示された本件公文書を含む、これまで宮崎県が開示した公文書が、不特定多数の者が閲覧可能なインターネット上に掲載され、更に開示した公文書の一部は他の者が転用しており、誰もが閲覧可能な状態である。

エ 対象公文書11のうち、表を除く部分について開示した場合の実質的な支障としては、以下のとおりである。

(ア) 県が各種判断要素の中において、どの判断要素に重点を置いているのかを開示した場合、同種事案において検討する際に、今回重点とした要素に関して適正な情報を出さないことが予想され、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となること。

(イ) 今後、全ての事案に同じ比重が適用されると誤解を生じさせること。

(ウ) 排出事業者や廃棄物処理業者が、比重により廃棄物であるか否かを判断して廃棄物に関連する法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあること。

オ 以上のことから、廃棄物該当性について宮崎県が検討した内容については、同号カに規定する県が行う事務又は事業に関する情報に該当し、非開示とする。

## 第5 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年10月1日	諮問を受けた。
平成27年11月6日	実施機関から本件決定に係る「理由説明書」を受け取った。
平成27年12月7日	異議申立人から「理由説明書」に対する意見書を受けた。
平成28年2月2日	諮問の審議を行った。
平成28年5月24日	諮問の審議を行った。
平成28年7月28日	諮問の審議を行った。

## 第6 審査会の判断理由

当審査会は、本件決定の妥当性についてインカメラ審査（実施機関の行った本件

決定について迅速かつ適切に判断するために、審査会の委員が本件決定に係る公文書を実際に見分して審査をおこなうこと)により、不開示情報の該当性について検討を行うこととし、調査、審議した結果、以下のように判断する。

## 1 争点について

実施機関は、条例第7条第3号及び同条第7号カを根拠として、特定公文書の一部を不開示としている。一方、異議申立人は、条例第7条第3号ア及びイに規定される不開示情報の例外に当たると主張し、同条第7号カについては、必要以上の適用を行い、条例第1条に規定する県民の知る権利等を尊重すべきと主張しているの、この点について検討する。

## 2 本件決定に対する判断

### (1) 総論

#### ア 「条例第7条第3号」の該当性について

##### (ア) 条例第7条第3号ただし書の趣旨

- a 本号は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものである。
- b 本号ただし書は、法人等の事業活動は、社会的に及ぼす影響が大きく社会的責任も求められていることから、公益上の必要から公にすることが必要であると認められる情報については、例外的に開示することを定めたものである。
- c 本号ただし書アでは、法人等の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報について例外的に開示すると定めたものである。
- d 本号ただし書イでは、法人等の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報について例外的に開示すると定めたものである。

##### (イ) 判断

- a 本号ただし書アの該当性について、異議申立人は、現場付近にて採水した計量証明書に、環境基準値を超える有害物質が含まれており、人の生命又は健康を保護するために公にすることが必要であると主張しているが、本審査会で確認したところ
  - (a) このことは、A県民が宮崎市内の検査機関に依頼した検査の「計量証明書」の結果等が根拠であり、改めて当該周辺の河川等における水質検査を行うため、県がA県民に液体採取の立会いを求めたが、同意が得られなかった。そこで、報道関係者立会いのもとに液体採取を実施し、県検査機関において検査したが、環境基準を超過する数値は検出されなかったこと
  - (b) 日向市においても当該地域の土壌検査等を実施し、A県民が検査を依頼した検査機関と同じ検査機関に検査を依頼したが、環境基準を超過する数値は検出されなかったこと

- (c) A県民に対しては検査結果の説明を行うとともに、計量証明書の検体について聴取を行ったが、当該地域から採取した検体を検査機関に持ち込んだものであると口頭による説明を受けたが、これ以外に採取状況を疎明する資料は確認できなかったこと
- (d) 宮崎県が平成26年8月にも同じく周辺水域において、同様の水質検査を実施したが、環境基準を超過する数値は検出されなかったこと
- (e) 本案件発生から継続して実施している監視パトロールにおいて、当該地域周辺に環境被害が認められなく、宮崎県が本件を認知して3年を経過するが、当該地域において、A県民以外に本県工事を原因とした健康被害を訴える者がいなく、当該地域の周辺の環境被害も確認されていないこと

以上のことから、「危険や損害が極めて高く発生するおそれ」がないとする実施機関の説明は、合理的であり、異議申立人が主張する同号ただし書アには該当しないと判断するのが妥当である。

b 本号ただし書イの該当性について、異議申立人は、「インターネット上の通説」を根拠として逆有償性（輸送費等が売却代金を上回るなど、引渡し側に経済的損失が生じている場合など）を指摘した上で、本来廃棄物たる物を有価物と称し法の規制を免れようとする蓋然性が高く、法人の違法又は著しい不当な事業活動であるため、開示しないのは不当と主張しているが、本審査会で確認したところ

- (a) 当該法人は、〇〇〇〇は廃棄物ではなく、商品化したものである旨の主張をしていること
- (b) 平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」においても、「販売価格より運送費が上回ることのみにより、経済合理性がなく取引価値がないと判断するものではない。」と示され、同年6月28日付けで環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課から各自治体宛に事務連絡が示されていること
- (c) 廃棄物該当性の判断は、経済的合理性の判断のみならず関係法令や環境省通知等に基づき、総合的に判断していること

以上のことから、異議申立人が主張する逆有償性のみを根拠として、同号ただし書イの「著しい不当な事業活動」とは判断できない。よって同号ただし書イには該当しないと判断するのが妥当である。

イ 「条例第7条第7号」の該当性について

(ア) 条例第7条第7号の趣旨

- a 本号は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化して、それぞれ不開示とする情報の要件を定めたものである。本号に該当する情報を開示すれば、特定の者に利益を与え、又は県民全体の利益を確保しようとする行政の目的を損なうなど、結局は県民全体の利益に重大な損失をもたらすと考えられるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。
- b 本号カでは、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の

適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」を不開示とする規定である。

- c 「その他当該事務又は事業の性質上」とは、本号に例示された事務事業のほか、県の機関等が行うすべての事務又は事業の本質的な性格、目的、その目的達成のための手法などに照らして、公にすることによりその適正な遂行に支障が生じるかどうかを判断するという趣旨であり、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる場合も含まれる。
- d 「適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」とは、本号該当性の判断に当たっては、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性について客観的に判断する必要があること、事務又は事業がその根拠となる規定、趣旨に照らして公益的な開示の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、さらにその実質的な支障が「認められる」ことを実施機関が具体的に挙証できることが求められる。

(イ) 判断

- a 異議申立人は本号カの該当性について、必要以上に適用することは問題であり、条例第1条の目的に則って開示すべきと指摘している。
- b 実施機関は、廃棄物の不法投棄や不適正処理等の事案は、刑事処分や行政処分(不利益処分)の対象となることから、廃棄物に該当するか否かを慎重に検討して判断しているものであるが、「廃棄物事案の中には本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たない。」ことから、宮崎県が法令に基づき調査し、廃棄物該当性の総合判断をした方法・内容等の詳細を開示することは、かえって法の規制を逃れようとする者が知り得た場合には、廃棄物該当性の総合判断を利用して廃棄物をぞんざいに扱わせる知恵(結果)ともなり得るものであり、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められると主張している。
- c さらに、総合判断の部分についても、どの判断要素に重点を置いているのかを開示した場合、同種事案において検討する際に、今回重点とした要素に関して適正な情報を出さないことが予想され、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となること。  
今後、全ての事案に同じ比重が適用されると誤解を生じさせることなどの理由を挙げ、将来の同種の適正な遂行に支障を及ぼすとしている。
- d これらのことについて、審査会で審議を行ったところ、廃棄物の該当性の判断という事務は、本条第7号カが規定する同種のものが反復されるような性質の事務であることは認められるが、本条を適用するにあたり、「予想」や「おそれ」といった可能性をもとに、支障を説明しているに過ぎず、具体的な支障について納得できる説明となっていないと判断せざるを得ない。
- e ついては、当該規定を適用し、不開示とするには十分な説明があったと

言えず、異議申立人の主張する条例第1条に規定する県民の知る権利を尊重し、県政に対する理解と信頼を深めるために開示する必要性の観点から次項に記載する各論ごとに、開示の可否を判断していく必要がある。

## (2) 各論

特定した公文書のうち、不開示部分については、別表対象公文書1から対象公文書11である。この判断の妥当性について、2(1)で示した各判断に基づいて検討する。

### ア 対象公文書1及び対象公文書4の不開示部分について

(ア) 審査会で確認したところ、不開示部分については〇〇〇〇の販売価格を抽象的に表現したもの又は売買代金そのものが記載されている。

(イ) 一般に法人等の事業活動においてなされる取引の価格は、当事者の自由意思により定まるものであり、交渉技術など営業活動上のノウハウによって大きく変わり得るものである。

(ウ) このことから、取引の価格に関する情報は、経済活動を営む法人等にとって、自らの営業能力や営業状況をも推測せしめる重要な情報とみることができる。したがって、取引の価格に関する情報は、法人等が自ら広く一般に公表している場合を除き、原則として法人等の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を限定する利益を有する情報というべきものであり、これを当該法人等の意思にかかわらず公開することは、特段の事情のない限り、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと言える。本件法人は〇〇〇〇の販売価格を公表していないこと及び条例第7条第3号ただし書にも該当しないことから、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当であると判断する。

### イ 対象公文書2及び対象公文書3の不開示部分について

(ア) 審査会で確認したところ、不開示部分については、当該法人の取引先である企業の会社名、所在地、事業の概要並びに顧客との取引内容、販売や営業計画等工事に至るまでの造成工事の流れを記載している。

(イ) 実施機関が主張するように、これらの情報は、特定企業の取引先、取引内容に係る情報であり、営業上機密性の高い情報であることから、これを公にすると、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第7条第3号本文に該当する。

(ウ) また、2(1)で整理したとおり、ただし書にも該当しないため、不開示決定は妥当であると判断する。

### ウ 対象公文書5から対象公文書10の不開示部分について

(ア) 審査会で確認したところ、対象公文書5から対象公文書10の該当箇所は実施機関が、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の「行政処分の通知について」等に基づき、各要素毎に廃棄物該当性を判断した結果及び過程である。

(イ) これら個々の判断及び判断根拠を公にした場合、全国で多発している法の規制を免れようとする者が情報を入手する可能性があり、当該判断を不正に利用するなど、以後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことが認められる。

また本来は、個々の事例毎に総合的に廃棄物該当性の判断をしているが、判断要素の意思決定過程が公になると同種事案において検討する際に、同じ判断が適用されると誤解を生じるおそれが認められる。

(ウ) よって、対象公文書5から10の不開示部分については、条例第7条第7号カに該当し、不開示相当と判断するのが妥当である。

#### エ 対象公文書11の不開示部分について

(ア) 対象公文書11については、各種判断要素毎の検討を行った上での総合判断を記載している。2(1)イにて、〇〇〇〇の廃棄物該当性の判断という事務は、そのことだけをもって、条例第7条第7号カに該当すると判断せずに、条例第1条に規定する県民の知る権利を尊重し、県政に対する理解と信頼を深めるために開示する必要性の観点から公正に判断していく必要があるとした。

(イ) 審査会で確認したところ、不開示部分は、対象公文書5から10の各要素毎の判断結果を基に、造成工事に使用される〇〇〇〇が廃棄物に該当しないとした総合判断の内容である。

(ウ) 一般的に、県の機関が判断した内容について、結果だけではなく、判断に至る経緯を公にするというのは、条例第1条に規定する県民の知る権利を尊重すること、県民の県政に対する理解と信頼を深め、開かれた県政の一層の推進を図る観点から必要なことである。

(エ) また、実施機関は総合判断の全文を開示すると、今回重点とした要素が判明し、以後の同種事案について、全ての事案に同じ比重が適用されると誤解を生じさせると主張するが、全文を精査すると本事案に限って比重を大きくした要素と判断されており、他の事案では別の要素が大きな判断要素となり得るという点が明らかな記載となっていることから、実施機関の主張を採用することは出来ない。

(オ) よって、ウで判断した各要素毎の判断の結果がまとめられている対象公文書11の表については、条例第7条第7号カを適用し、不開示相当と判断するが、本文部分については開示すべきだと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

対 象 公 文 書	番 号	実施機関が不開示とした部分（適用条項）
1 ○○○○の概要		
(3) 用途	対象公文書 1	用途の一部（条例 7 条 3 号）
2 ○○○○地区の造成工事		
(1) 運搬会社（会社名等）	対象公文書 2	運搬会社の会社名、所在地、概要（条例 7 条 3 号）
(2) 造成工事の流れ	対象公文書 3	該当箇所の全部（条例 7 条 3 号）
(3) ○○○○の売買代金	対象公文書 4	該当箇所の全部（条例 7 条 3 号）
3 本件造成工事に係る○○○○の廃棄物該当性 (1) 各種判断要素ごとの検討		
ア 物の性状	対象公文書 5	記載の一部（条例 7 条 7 号カ）
イ 排出の状況	対象公文書 6	記載の一部（条例 7 条 7 号カ）
ウ 通常の手扱い形態	対象公文書 7	記載の一部（条例 7 条 7 号カ）
エ 取引価値の有無	対象公文書 8	記載の一部（条例 7 条 7 号カ）
オ 占有者の意思	対象公文書 9	記載の一部（条例 7 条 7 号カ）
カ その他	対象公文書 10	記載の一部（条例 7 条 7 号カ）
(2) 総合判断について	対象公文書 11	記載の一部（条例 7 条 7 号カ）